

○事件の概要

沖労委平成31年(不)第2号事件

当事者	申立人(組合)			被申立人(使用者)		
	X組合 組合員数: 4人			Y1会社(派遣元企業) 業種: サービス業 従業員数: 約2,500人 Y2会社(派遣先企業) 業種: 保険業 従業員数: 約14,000人		
申立年月日	平成31年3月27日			終結年月日	令和2年8月1日	
所要日数	494日			終結区分	棄却(一部却下)	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	宮尾 尚子	参与委員	(労)鎌田 健嗣	(使)山城 勝		
請求する 救済の内容	1 派遣元Y1会社は、就業時間内・就業施設内における団体交渉に応じること。 2 Y1会社及び派遣先Y2会社は、X組合の執行委員長Aに対する雇止めを取消し、原職へ復帰させ、解雇の日から復職するまでの間に支払われるはずであった賃金相当額を支払うこと。					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>Aは、Y1会社との間で有期労働契約を締結し、派遣労働者としてY2会社に派遣されていたところ、Y1会社は新たな人事制度として限定正社員制度を導入し、限定正社員登用試験に合格することを有期労働契約の更新事由とした。同制度及び同試験の廃止等を目的として、Aが自身の試験日にストライキを行ったところ、雇止めとなった。</p> <p>当該雇止めはストライキに対する報復であり、Y2会社はY1会社の雇止めの判断に対して大きな影響を及ぼすことが可能であることから労組法第7条の使用者に該当し、当該雇止めは被申立人らによる労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。</p> <p>また、組合は、結成以降、組合員の雇止め撤回や賃金引上げなどを交渉事項として、Y1会社に対し就業時間内・就業施設内での団体交渉を申し入れ続けてきた。しかし、Y1会社は、これまで団体交渉に応じていない。Y1会社の対応は労組法第7条第2号の団体交渉拒否に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>Aに対する雇止めは、Y1会社とAとの間で締結された有期労働契約において定められた更新事由の一つである限定正社員登用試験に関し、Aが、自身の試験日当日にストライキと称してこれを受験せず、その翌日に準備した試験についてもこれを受験しなかったことから、「限定正社員登用試験に合格したとき」という更新事由を満たさなかったことを理由とするものであり、Aが組合員であることを理由になされたものではない。そして、雇止めの判断については、Y1会社とAとの有期労働契約に基づくものであり、Y2会社は一切関わっていない。</p> <p>また、Y1会社は、組合からの団体交渉申入れに対し、その都度、就業時間外及び就業施設外での開催を提案するなどした上で、団体交渉に応ずる旨を誠実に回答しており、団体交渉自体を拒否した事実は一切ない。</p> <p>したがって、これらの行為は、労組法第7条第1号及び第2号の不当労働行為に該当しない。</p>						
経 過						
<p>【経過】</p> <p>平成31年3月27日の申立ての後、委員調査を4回、審問を1回実施し、令和2年7月9日第401回公益委員会議において命令を決定の上、当事者双方に対し命令書を交付し、本件は終結した。</p> <p>【主文】</p> <p>1 申立人の申立てのうち、平成30年3月26日以前の団体交渉申入れに係る申立てについては却下する。</p> <p>2 申立人のその余の申立てを、いずれも棄却する。</p>						